

津地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分等取消請求事件

国側当事者・国（津税務署長）

令和5年1月19日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
同法定代理人未成年後見人	乙
同	丙
同訴訟代理人弁護士	加藤 寛崇
同	村田 雄介
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	津税務署長
	富田 博之
同指定代理人	岡部 直樹
同	宮城 朝久
同	森本 進也
同	白川 吉郎
同	飯出 元夫
同	萩野 之俊
同	小野 弘晶
同	奥野 清志
同	瀬川 将司

主 文

- 1 処分行政庁が令和2年12月23日付けで原告に対してした、被相続人（丁）の相続に係る相続税の更正の請求に対して更正すべき理由がない旨の通知処分の取消請求に係る訴えを却下する。
- 2 処分行政庁が令和2年12月23日付けで原告に対してした、被相続人（丁）の相続に係る相続税の更正処分の取消請求に係る訴えのうち、納付すべき税額が158万7700円を超えない部分に係る訴えを却下する。
- 3 原告のその他の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が令和2年12月23日付けで原告に対してした、被相続人（丁）の相続に係る相続税の更正の請求に対して更正すべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を取り消す。

2 処分行政庁が令和2年12月23日付けで原告に対してした、被相続人（丁）の相続に係る相続税の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、原告が、被告に対し、処分行政庁が令和2年12月23日付けでした本件通知処分（甲5）並びに本件更正処分及び本件賦課処分（甲6。以下3処分を合わせて「本件各処分」という。）の各取消しを求める事案である。

2 関係法令

別紙（関係法令）の「第1 相続税法」、「第2 国税通則法」及び「第3 公立学校職員の退職手当に関する条例」（乙4）において抜粋するとおりである。

3 前提事実

争いのない事実、顕著な事実、戸籍全部事項証明書（甲1）、裁決書謄本（甲2）及び掲記書証並びに弁論の全趣旨により容易に認められる事実は、次のとおりである。

（1）原告

ア 原告は、平成●年●月●日、丁（以下「亡父」という。）と戊（以下「亡母」という。）との間の長女として生まれた。なお、亡父と亡母の間には、原告以外の子はない。

イ 原告につき、亡母及び亡父が相次いで死亡し、親権を行う者がないため、令和元年12月5日に確定した審判により、亡父の父である丙（甲4。以下「丙」という。）及び亡母の父である乙（甲3、7。以下「乙」という。）が未成年後見人に選任された。

（2）亡母の相続等

ア 亡母は、平成24年9月●日に死亡し、その相続が開始した。法定相続人は、亡父と原告の2名であり、法定相続分は各2分の1であるが、亡父の生前に遺産分割協議はなされなかった。

イ 亡母は、三重県の公立学校職員であり、亡母の死亡により、三重県の「公立学校職員の退職手当に関する条例」（乙4。以下「本件条例」という。）に基づく死亡退職手当516万0844円（乙2、3。以下「本件死亡退職手当」という。）及び亡母を被保険者として一般財団法人AとB保険相互会社との間で締結された保険契約に基づく死亡保険金4000万円（乙6、7。以下「本件死亡保険金」という。）が支払われることになった。

ウ 本件死亡退職手当は、平成24年10月16日、本件条例2条の2第1項及び2項による受給権者である亡父のC銀行●●支店の口座に振り込まれた（乙2～5）。

エ 本件死亡保険金は、平成24年12月27日、保険金受取人である亡父のD銀行（現在のE銀行）津支店の口座（以下「本件口座」という。）に振り込まれた（乙6～8）。

オ 亡母の死亡に係る遺族年金は、受給権者である亡父に支払われることになった。

（3）亡父の相続（以下「本件相続」という。）

ア 亡父は、令和元年7月●日に死亡し、本件相続が開始した。その法定相続人は原告のみである。

イ 亡父の死亡当時まで、本件死亡保険金は本件口座に入金したままであり、本件口座開設時に預金した1000円と本件死亡保険金に対する利息合計2万1090円（以下「本件預金利息」という。）が付されていたが、出金はなかった（乙8）。

ウ 亡父の死亡により、亡母の死亡に係る遺族年金は支給停止とされることとなった。

(4) 費用の負担

ア 丙は、本件相続について弁護士に法律相談をし、その相談費用 5500円（以下「本件相談費用」という。）を支払った（乙11）。

イ 丙は、原告の未成年後見人選任の申立てを弁護士に依頼し、その費用 21万6000円（以下「本件選任費用」という。）を支払った（乙9、10）。

ウ 丙は、本件相続に係る相続税の申告について税理士に依頼し、その費用 62万3700円（以下「本件申告費用」という。）を支払った（乙12）。

(5) 相続税の申告

ア 期限内申告（乙13）

（ア）原告は、相続税法所定の申告期限内に、別表（本件訴訟に至る経緯）の「期限内申告」欄記載の内容で、本件相続に係る相続税の申告を行った。

（イ）上記申告においては、課税価格は「取得財産の価額」9862万4277円から「債務及び葬式費用の金額」743万9004円を差し引いた9118万5000円（100円未満切捨て。以下同様）とされ、納付すべき税額は855万5500円とされていた。これは、本件相談費用5500円及び本件選任費用21万6000円の合計22万1500円を債務控除（相続税法13条1項）の対象に加える一方、次の合計2259万0967円を取得財産に加えなかったことによるものである。

- a 本件死亡保険金の2分の1相当額 2000万円
- b 本件預金利息の2分の1相当額 1万0545円
- c 本件死亡退職手当の2分の1相当額 258万0422円

イ 更正の請求（乙14）

（ア）原告は、令和2年6月15日、処分行政庁に対し、当初申告につき国税通則法23条に基づく更正の請求（以下「本件更正請求」という。）を行った。

（イ）本件更正請求の内容は、別表（本件訴訟に至る経緯）の「本件更正請求」欄記載のとおりであり、上記ア（イ）の内容に加えて、下記aないしdの合計3459万9700円も債務控除の対象とし、「債務及び葬式費用の金額」を、これらを加算した4203万8704円として、課税価格を5658万5000円、納付すべき税額を158万7700円とするものであった。原告の主張する内訳は、別表1～9の各「原告」欄記載のとおりである。

- a 原告の将来の養育費相当額2600万円（以下「本件養育費相当額」という。）
- b 本件相続により取得した不動産の固定資産税及び電気水道代等の維持管理費につき原告が成人するまで10年分の概算額187万6000円（以下「本件維持管理費相当額」という。）
- c 本件申告費用62万3700円（上記（4）ウ）
- d 支給停止となった亡母の死亡に係る遺族年金（上記（3）ウ）の10年分相当額610万円（以下「本件遺族年金」という。）

(6) 処分行政庁の処分

ア 処分行政庁は、原告に対し、令和2年12月23日付けで本件各処分を行った。処分行政庁の認定額は別表（本件訴訟に至る経緯）の「本件更正処分等」欄記載のとおり、課税

価格1億1399万7000円、納付すべき税額1539万9100円とするものであり、さらに具体的な内訳は、別表1～9の「合計額」欄又は各「価額」欄記載のとおりである。すなわち、処分行政庁は、本件相続に係る相続財産の金額から、上記(5)ア(イ)aないしcの額につき除外を認めず、本件相談費用、本件選任費用及び同イ(イ)aないしdの債務控除も認めなかった。

イ 上記アの処分行政庁の認定額が正当であれば、被告の主張する相続税額である上記1539万9100円及び過少申告加算税額（期限内申告における相続税額との差額の百分の十）68万4000円も、相続税法に基づく正当な額となる。

(7) 審査請求前置

ア 原告は、令和3年1月18日、国税不服審判所長に対し、本件各処分を不服とする審査請求をし、その審理が行われた（乙15～17）。

イ 国税不服審判所長は、同年11月24日、原告の審査請求をいずれも棄却するとの裁決をし、同年12月1日、裁決書謄本（甲2）が原告の未成年後見人である乙に送達された。

ウ 原告は、令和4年5月16日、本件各処分の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

3 争点

(1) 訴えの利益の有無（本案前の争点）

ア 本件通知処分について

（被告の主張）

本件通知処分は、申告税額を減少させる更正をすべき理由がない旨の通知処分であるから、増額更正処分である本件更正処分に吸収される。

したがって、本件通知処分の取消しを求める訴えの利益はない。

（原告の主張）

争う。

イ 本件更正処分のうち本件更正請求に係る税額を下回る部分について

（被告の主張）

原告は、本件更正請求において主張していた納付すべき税額158万7700円を下回る部分についてまで、取消しを求める訴えの利益を有しているとはいえない。

（原告の主張）

争う。

(2) 本件養育費相当額等は債務控除の対象となるか

（原告の主張）

本件養育費相当額は、相続開始の際に現に存する亡父の債務に当たるから、相続による取得財産から控除されるべきである。本件維持管理費相当額、本件相談費用、本件選任費用、本件申告費用及び本件遺族年金についても同様に債務控除の対象として認めるべきである。

（被告の主張）

本件養育費相当額等は、相続税法13条1項1号所定の債務に当たらない。

(3) 相続税法13条の債務控除の規定は憲法に違反するか

（原告の主張）

本件養育費相当額等の債務控除を認めない相続税法13条の規定は、父母を失った子と

失っていない子との間で差別をするものであって憲法14条に違反し、両親を失った子の生活の保障を顧みないものであって憲法25条に違反する。

(被告の主張)

上記規定は何ら憲法に違反しない。

(4) 本件死亡退職手当及び本件死亡保険金は亡父に帰属したか

(原告の主張)

本件死亡退職手当及び本件死亡保険金の各2分の1相当額は、亡母の相続の際に原告に帰属していたものであり、亡父の相続財産に属するのは各2分の1に限られる。

(被告の主張)

本件死亡退職手当及び本件死亡保険金は、亡母の遺産ではなく、遺族としての亡父の固有の財産である。

第3 争点に対する判断

1 争点（1）（訴えの利益の有無（本案前の争点））について

(1) 本件通知処分について

本件通知処分は、納付すべき税額を減額更正すべき理由がないという内容のものであるから、これを増額更正する内容の本件更正処分に吸収されるといい得るものであり、本件通知処分を取り消す訴えの利益は認められない。

よって、本件通知処分の取消しを求める訴えは、不適法却下を免れない。

(2) 本件更正処分のうち本件更正請求に係る税額を下回る部分について

本件更正処分による納付すべき税額1539万9100円のうち、本件更正請求における申告税額158万7700円を超えない部分については争うことができず、同部分の取消しを求める訴えの利益はない。

2 争点（2）（本件養育費相当額等は債務控除の対象となるか）について

(1) 相続税法13条（債務控除）は、1項において、相続した財産から控除する債務等は、1号所定の被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）及び2号所定の被相続人に係る葬式費用に限定している。さらに、同法14条1項は、前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限ると規定している。

(2) 本件養育費相当額は、被相続人の債務に該当するとはいえない上に、相続開始の際現に存するものであるともいえず、確実と認められるものともいえない。

したがって、本件養育費相当額は、債務控除の対象とすべきものには当たらず、原告の主張する解釈は採用することができない。

(3) 本件維持管理費相当額、本件相談費用、本件選任費用、本件申告費用及び本件遺族年金についても、被相続人の債務には該当しない上に、相続開始の際現に存するものであるともいえないから、債務控除の対象とする余地はなく、原告の主張を採用することはできない。

3 争点（3）（相続税法13条の債務控除の規定は憲法に違反するか）について

(1) 原告は、本件養育費相当額の相続財産からの控除を認めない相続税法13条の規定は、憲法14条及び25条に違反すると主張する。

(2) 憲法は、国民がその総意を反映する租税立法に基づいて納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としている（84条）。それゆえ、課税要件及び租税の賦課徴収の手続は、法

律で明確に定めることが必要であるが、憲法自体は、その内容について特に定めることをせず、これを法律の定めるところにゆだねている。そして、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることも明らかである。したがって、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。そうであるとすれば、租税法の分野における取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の様態が上記目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法14条1項の規定に違反するものということはできないものと解するのが相当である（最高裁昭和60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁参照）。

- (3) これに加えて、原告の憲法14条違反の主張は、父母を失った子と失っていない子との間の差を論じるものであるが、前者については父母の相続が開始して相続税法の適用があるのに対し、後者についてはその適用がないのであるから、平等原則の比較対象として適当なものとはいえない、独自の見解であって、採用する余地はない。
- (4) 次に、憲法25条については、相続税法において、未成年者である相続人については、基礎控除（15条）等とは別に、未成年者控除（平成31年法律第6号による改正前の19条の3）として、10万円に成年（亡父の死亡当時は20歳）に達するまでの年数を乗じた金額を相続税額から控除する旨の規定が設けられるなどしており、相応の配慮がされているといえる。

したがって、相続税法の規定は、立法府の広い裁量にゆだねられていることからして、著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないものとはいえない、憲法25条に違反するとはいえない（最高裁平成元年2月7日第三小法廷判決・集民156号87頁参照）。

4 争点（4）（本件死亡退職手当及び本件死亡保険金は亡父に帰属したか）について

（1）本件死亡退職手当について

本件死亡退職手当は、本件条例に基づく受給権者である亡父が全額を取得し（前提事実（2）イ・ウ）、遺族としての亡父の固有財産となったものであり、亡母の相続財産には属しない（最高裁昭和55年11月27日第一小法廷判決・民集34巻6号815頁参照）。したがって、その2分の1を原告が亡母の相続により直接取得したものとして亡父の相続財産から除外すべき旨をいう原告の主張は採用することができない。

（2）本件死亡保険金について

本件死亡保険金は、保険契約に基づいて、保険金受取人である亡父が全額を取得し（前提事実（2）イ・エ）、遺族としての亡父の固有財産となったものであり、その2分の1を原告が亡母の相続により直接取得したものとして亡父の相続財産から除外すべき旨をいう原告の主張は採用することができない。

第4 結論

以上によると、本件通知処分の取消しの訴えは不適法であり、本件更正処分の取消しの訴えのうち納付すべき税額が158万7700円を超えない部分も不適法であるから、いずれも

却下し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものである。
よって、主文のとおり判決する。

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 竹内 浩史

裁判官 芹澤 美知太郎

裁判官 山崎 次矩

別紙（関係法令）法令原文の条数の漢数字を算用数字に置き換えることはしない。

第1 相続税法

（債務控除）

第十三条

1項 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下この条において同じ。）により財産を取得した者が第一条の三第一項第一号又は第二号の規定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

- 一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）
- 二 被相続人に係る葬式費用

（2項以下は省略）

第十四条

1項 前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

（2項以下は省略）

（遺産に係る基礎控除）

第十五条

1項 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。）の合計額から、三千万円と六百万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて算出した金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

（2項以下は省略）

(未成年者控除) (平成 31 年法律 6 号による改正前)

第十九条の三

- 1項 相続又は遺贈により財産を取得した者（第一条の三第一項第三号又は第四号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章（相続人）の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から十万円にその者が二十歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるとき、又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。
- 2項 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける者について第十五条から前条までの規定により算出した金額を超える場合においては、その超える部分の金額は、政令で定めるところにより、その控除を受けた者の扶養義務者が同項の被相続人から相続又は遺贈により取得した財産の価額について第十五条から前条までの規定により算出した金額から控除し、その控除後の金額をもつて、当該扶養義務者の納付すべき相続税額とする。
- 3項 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に前二項の規定による控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者がこれらの規定による控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けることができる金額（二回以上これらの規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に同項の規定による控除を受けることができる金額）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

第2 国税通則法

(更正の請求)

第二十三条

- 1項 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。
- 一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。
- 二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。
- 三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。
- （2項及び3項は省略）
- 4項 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

(5項以下は省略)

(更正)

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(過少申告加算税)

第六十五条

1項 期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

(2項以下は省略)

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条

1項 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

- 一 税務署長、国税局長又は税関長がした処分(次項に規定する処分を除く。)
次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの
不服申立て
 - イ その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

二 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する審査請求

三 国税庁、国税局、税務署及び税關以外の行政機關の長又はその職員がした処

分 国税不服審判所長に対する審査請求

5 (2項以下は省略)

(行政不服審査法との関係)

第八十条

1項 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て（次項に規定する審査請求を除く。）については、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（第二章及び第三章（不服申立てに係る手続）を除く。）の定めるところによる。

10 (2項以下は省略)

(行政事件訴訟法との関係)

第百十四条 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

(不服申立ての前置等)

第百十五条

20 1項 国税に関する法律に基づく処分（第八十条第三項（行政不服審査法との関係）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。（ただし書は省略）

(2項は省略)

第3 公立学校職員の退職手当に関する条例（本件条例）

（昭和30年3月17日三重県条例11号）

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2

- 5 1項 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 10 （三号及び四号は省略）
- 2項 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。（以下は省略）

別表 本件訴訟に至る経緯

(単位:円)

区分	期限内申告	本件更正請求	本件通知処分	本件更正処分等	審査請求	裁決
年月日	法定申告期限内	令和2年6月16日	令和2年12月23日	令和2年12月23日	令和3年1月18日	令和3年1月24日
取得財産の価額 (②+③)	① 98,624,277	98,624,277		121,215,236		
現金・預貯金等の価額 (③+④+⑤+⑥+⑦)	② 35,506,841	35,506,841		58,097,800		
現金・預貯金	③ 64,252,547	64,252,547		64,252,547		
本件死亡保険金	④ △ 20,000,000	△ 20,000,000		0		
本件預金利息	⑤ △ 10,546	△ 10,546		0		
本件死亡退職手当	⑥ △ 2,580,422	△ 2,580,422		0		
上記④ないし⑥を除く減額すべき財産の価額	⑦ △ 6,154,739	△ 6,154,739		△ 6,154,747		
上記以外の相続財産の価額	⑧ 63,117,436	63,117,436		63,117,436		
債務及び葬式費用の金額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑨ 7,439,004	42,038,704		7,217,504		
本件選任費用	⑩ 216,000	216,000		0		
本件相談費用	⑪ 5,500	5,500		0		
本件養育費相当額	⑫ —	26,000,000		0		
本件維持管理費相当額	⑬ —	1,876,000		0		
本件申告費用	⑭ —	623,700		0		
本件遺族年金	⑮ —	6,100,000		0		
上記以外の債務及び葬式費用の額	⑯ 7,217,504	7,217,504		7,217,504		
課税価格 (①—⑨)	⑰ 91,185,000	55,586,000		113,997,000		
納付すべき税額	⑱ 8,555,600	1,587,700		15,399,100		
過少申告加算税の額	⑲			684,000		

更正をすべき理由がない旨の通知処分

本件通知処分及び本件更正処分等の全部取消し

いずれも棄却

注1 「取得財産の価額」欄の△印は、「現金・預貯金等の価額」から減額する金額である。

注2 「債務及び葬式費用の金額」欄の一印は、確定申告において該当する項目の記載がなかったことを意味している。

注3 ⑩欄の各金額は、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

注4 ⑪欄の各金額は、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

注5 ⑫欄の各金額は、通則法119条4項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

別表1 課税価格等の計算明細表（被告主張額）

(単位：円)

順号	区分	合計額	原告
1	取 得 財 產 の 価 額	土地	434,102
2		家屋	5,179,212
3		有価証券	2,733
4		現金・預貯金等	64,252,547
5		順号4のうち、本件亡配偶者相続における相続財産に係る原告の法定相続分相当額	6,154,747
6		現金・預貯金等小計 (4 - 5)	58,097,800
7		家庭用財産	50,000
8		その他の財産	57,451,389
9		小計(1+2+3+6+7+8)	121,215,236
10	の葬儀 式務 金費及 額用び	債務	5,377,863
11		葬式費用	1,839,641
12		小計(10 + 11)	7,217,504
13	差引純資産価額 (9 - 12)	113,997,732	113,997,732
14	課税価格	113,997,000	113,997,000
15	相続税の総額 (別表2順号7の金額)	16,399,100	
16	相続税総額のあん分割合 (順号14の「原告」欄/順号14の「合計額」欄)		1
17	相続税額 (15 × 16)	16,399,100	
18	未成年者控除額		1,000,000
19	納付すべき税額 (17 - 18)		15,399,100

注1 順号14の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

注2 順号16は、順号14の合計額に占める原告の順号14の金額の割合である。

注3 順号19の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

別表2 相続税の総額の計算明細表

(単位：円)

順号	区分	原告
1	課 税 価 格 の 合 計 額	113,997,000
2	遺 産 に 係 る 基 础 控 除 額	36,000,000
3	相続税の総額の計算の基礎となる金額 (1 - 2)	77,997,000
4	法 定 相 繙 分	1
5	法定相続分に応ずる取得金額 (3 の金額 × 4 の法定相続分)	77,997,000
6	相 繙 税 の 総 額 の 基 と な る 税 額	16,399,100
7	相 繙 税 の 総 額	16,399,100

注1 順号1の「課税価格の合計額」の金額は、別表1順号14「課税価格」の「合計額」欄の金額である。

注2 順号2の「遺産に係る基礎控除額」の金額は、「3000万円+600万円×1人（相続税法15条2項に規定する相続人の数）」の算式により算出した金額である。

注3 順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額は、順号3「相続税の総額の計算の基礎となる金額」欄の金額に、順号4「法定相続分」の割合を乗じ（相続税法16条）、それぞれ1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

注4 順号6「相続税の総額の基となる税額」欄の金額は、相続人（相続税法15条2項に規定する相続人）毎に順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額に相続税法16条に定める率を乗じて算出した金額である。

注5 順号7「相続税の総額」欄の金額は、相続人毎の順号6「相続税の総額の基となる税額」の合計額である。なお、本件相続は、相続人が1人であることから、順号6と7は同額となる。

別表 3～9 省略

更正決定

原告 甲

被告 国

上記当事者間の当庁令和●●年(○○)第●●号更正すべき理由がない旨の通知処分等取消請求事件について、令和5年1月19日に言い渡した判決に明白な誤謬があるので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

上記判決の事実及び理由中、第2の3(4)イ本文冒頭に「甲は」とあるのを、「乙は」と、第2の3(5)イ(イ)本文6行目に「原告の主張する内訳は、別表1~9の各『原告』欄記載のとおりである。」とあるのを削除し、それぞれ更正する。

令和5年1月27日

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 竹内 浩史

裁判官 芹澤 美知太郎

裁判官 山崎 次矩